

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月19日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 財政援助団体等監査(20監査第86号)分

指摘事項	当初措置状況	平成24年度の措置状況	平成25年度の措置状況	担当課	
<p>長野市営南長野運動公園総合運動場 5 利用料金の設定・徴収について (報告書16ページ)</p>	<p>(1) 条例と異なる料金徴収等について プール・体育館マシンジム個人月額利用券、野球場グラウンド及び照明利用料並びに野球場の時間外利用料の一部については、条例と異なる料金で徴収されていた。 また、総合球技場・テニスコートでの電源使用料や総合球技場でのペイント料などいずれも条例に規定がなく、慣例や運用で徴収されていた。条例に基づく利用料金の適正な徴収に努められたい。 併せて、現行の条例での料金表は複雑でわかりにくく、頻度の高い利用時間の料金設定がないなど利用実態に即していないものが散見された。 市民利用向上のため、利用実態に合せた料金体系への条例整備を検討されたい。</p>	<p>条例と異なる料金での徴収及び条例に規定がなく慣例や運用での徴収は、事前協議が不十分な上、料金徴収に対する考え方が曖昧だったことが原因である。 電源使用料、総合球技場でのペイント料については、実費負担とし適正な料金設定や告知を検討するなどし、適正な利用料金の徴収に努めることを平成21年5月15日に指定管理者との打合せの際、確認し改善を図った。 また、利用実態に合わせた料金体系への条例整備は、体育施設使用料適正化事務に併せて今後検討していく。</p>	<p>利用実態に合わせた料金体系への整備については、再度検証のうえ平成25年度の料金改定に併せて改定を検討中。</p>	<p>利用実態に合わせた料金体系への整備については、平成25年度の料金改定に併せて検討していたが、今年度作成された公共施設白書の内容を踏まえて検討する必要が生じた。このことから、平成26年度の料金改定に併せて検討することとする。</p>	<p>体育課</p>